

青森県報

号外第四十八号

令和三年
五月二十八日
(金曜日)

目 次

選挙管理委員会

○公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程(事務局)：一

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十五号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年五月二十八日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法等の施行等に関する規程(昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五号様式及び第二十八号様式中「㉔」を削る。

第四十五号様式中「㉒」を削る。

第四十六号様式中「取扱者印」を「取扱者」に改める。

第六十六号様式及び第八十八号様式中「㉔」を削る。

第三百三十二号様式中「㉔」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者、推薦届出者又は候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者、推薦届出者又は候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

つては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者、推薦届出者又は候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第三百三十三号様式中「㉔」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者、推薦届出者又は候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者、推薦届出者又は候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第三百三十四号様式中「㉔」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 「何選挙候補者 氏名」は、記名押印又は署名とし、署名は必ず候補者本人が自署するものとする。

第三百三十五号様式中「㉔」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 「推薦届出者 氏名」は、記名押印又は署名とし、署名は必ず推薦届出者本人が自署するものとする。

第三百三十七号様式中「㉔」を削り、注を次のように改める。

備考

1 破損又は汚損の場合、その標札を同時に返付すること。

2 候補者、推薦届出者又は候補者届出政党の代表者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者、推薦届出者又は候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第三百三十八号様式を次のように改める。

第三百三十八号様式(第八十七条関係)

選挙事務所閉鎖命令書

住所

氏名(名称) 殿

青森県

市(町、村)

選挙管理委員会委員長 氏名

第 年 月 日

第 号

下記の選挙事務所は、公職選挙法第何条の規定に違反するので、同法第134条の規定によって閉鎖を命ずる。

記

選挙事務所名	何選挙（何選挙区）何選挙事務所
所在地	

第百四十一号様式中「㊸」や㊸の「回様式に封筒をいっせいのよびに貼る」。

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第百四十三号様式中「㊸」や㊸の「」。

第百四十三号様式の四「県選挙管理委員会担当者印」や「県選挙管理委員会担当者」の「」。

第百四十三号様式の六中「受検者印」や「受検者」の「」。「県委員会担当者印」や「県委員会担当者」の「」。「回様式に封筒をいっせいのよびに貼る」。

備考 「受検者」欄は、押印又は署名とし、署名は必ず受検者本人が自署すること。

第百四十三号様式の七中「受領者印」や「受領者」の「」。「県委員会担当者印」や「県委員会担当者」の「」。「回様式に封筒をいっせいのよびに貼る」。

備考 「受領者」欄は、押印又は署名とし、署名は必ず受領者本人が自署すること。

第百六十九号様式中「㊸」及び「㊸」や㊸の「回様式に封筒をいっせいのよびに貼る」。

備考 候補者、候補者届出政党的代表者又は衆議院名簿届出政党的代表者本人が申し出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が申し出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者、候補者届出政党的代表者又は衆議院名簿届出政党的代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第百七十五号様式中「受付者印」や「受付者」の「」。

第百七十六号様式中「㊸」や㊸の「回様式に封筒をいっせいのよびに貼る」。

備考 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その

代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第百七十七号様式中「㊸」や㊸の「回様式に封筒をいっせいのよびに貼る」。

備考 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第百七十七号様式中「㊸」や㊸の「回様式に封筒をいっせいのよびに貼る」。

備考 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第百八十号様式の二の二「㊸」や㊸の「回様式に封筒をいっせいのよびに貼る」。

4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第百八十号様式の二の二「㊸」や㊸の「回様式に封筒をいっせいのよびに貼る」。

備考

1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第百八十号様式の二の二「㊸」や㊸の「回様式に封筒をいっせいのよびに貼る」。

備考

1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の

の措置がある場合はこの限りではありません。
第百八十号様式の三の二「⑩」を削り、同様式備考4の次に次のように加える。

5 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第百八十号様式の三の二「⑩」を削り、同様式備考5の次に次のように加える。

4 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第百八十号様式の三の二「⑩」を削り、同様式備考6の次に次のように加える。

4 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第百八十号様式の五から第百八十号様式の六までの様式中「⑩」を削る。

第百八十号様式の二の二「⑩」を削り、同様式備考7の次に次のように加える。

4 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第百八十号様式の二の二「⑩」を削り、同様式備考8の次に次のように加える。

3 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてくださ

い。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第百八十号様式の二の二「⑩」を削り、同様式備考9の次に次のように加える。

3 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第百八十一号様式中「⑩」を削り、同様式備考10の次に次のように加える。

備考 選任した者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、選任した者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第百八十二号様式中「⑩」を削り、同様式備考11の次に次のように加える。

備考 選任した者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、選任した者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第百八十三号様式中「⑩」を削り、同様式備考12の次に次のように加える。

備考 「何選挙候補者 氏名」は、記名押印又は署名とし、署名は必ず候補者本人が自署すること。

第百八十四号様式中「⑩」を削り、同様式備考13の次に次のように加える。

備考 「推薦届出者 氏名」は、記名押印又は署名とし、署名は必ず推薦届出者本人が自署すること。
第百八十五号様式中「⑩」を削り、同様式備考14の次に次のように加える。
備考 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第百八十六号様式中「⑩」を削り、「県選挙管理委員会担当者印」や「県選挙管理委員会担当者」を削り、同様式備考15の次に次のように加える。

第百八十七号様式中「⑩」を削り、同様式備考16の次に次のように加える。
備考 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

備考 「受検責任者 氏名」は、記名押印又は署名とし、署名は必ず受検責任者本人が自署すること。

第百九十九号様式中「受検者印」や「受検者」及び「担当者印」や「担当者」並びに「注」の欄に記入する。

備考

1 「受検者」欄は、押印又は署名とし、署名は必ず受検者本人が自署すること。

2 種類の異なるボスターがある場合には、その旨を備考欄に記載すること。

第百九十九号様式中「受領者印」や「受領者」及び「担当者印」や「担当者」並びに「注」の欄に記入する。

備考

1 「受領者」欄は、押印又は署名とし、署名は必ず受領者本人が自署すること。

2 種類の異なるボスターがある場合には、その旨を備考欄に記載すること。

第百九十九号様式中「印」を記し、同様に備考欄に記入する。

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第百九十九号様式中「県選挙管理委員会担当者印」や「県選挙管理委員会担当者」に記入する。

第百九十九号様式中「受検者印」や「受検者」及び「県委員会担当者印」や「県委員会担当者」に記入し、同様に備考欄に記入する。

備考 「受検者」欄は、押印又は署名とし、署名は必ず受検者本人が自署すること。

第百九十九号様式中「受領者印」や「受領者」及び「県委員会担当者印」や「県委員会担当者」に記入し、同様に備考欄に記入する。

備考 「受領者」欄は、押印又は署名とし、署名は必ず受領者本人が自署すること。

第百九十九号様式中「印」を記し、同様に備考欄に記入する。

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出を行うこと。

と。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第百九十九号様式中「印」を記し、同様に備考欄に記入する。

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第百九十九号様式中「印鑑及び」を記す。

第百九十九号様式中「印」を記し、同様に備考欄に記入する。

備考 「証人 氏名」は、記名押印又は署名とし、署名は必ず証人本人が自署すること。

規 則

この規程は、市長の認可を受け、施行する。

(発行所・発行人)		(印刷所・販売人)	
青森市長	青森市第二丁目一番一丁	青森市第二問屋町三丁目番七七号	東奥印刷株式会社
青森県	青森市	定価	小口一枚二付十五円
		毎週月・水・金曜日発行	